

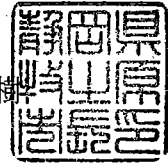


牧之原市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第において準用する同法第54条第4項の規定による市営土地改良事業（県単独担い手育成基盤整備事業）片浜原地区の換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成27年1月21日

牧之原市長 西原茂樹



大字片浜字中ヶ原に編入する区域

牧之原市大字片浜四ノ谷46番地、大字勝俣字中原2270番地3、2270番地5
上記地番は平成26年10月23日現在の登記簿による。